

このお知らせは全校生徒保護者に配布しています

令和5年9月7日

保護者様

大阪市立淀川中学校
校長 堤 宏

就学援助費の支給について

平素は、本校の教育活動にご支援とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

1月にお知らせを配布いたしました就学援助制度を申請されたご家庭に、今後申請時期に応じて大阪市教育委員会より直接、認定結果の通知が郵送されます。

それに伴い、「認定」となりました保護者の方には、就学援助費が次の日程で支給されますので、内容をご確認ください。

記

○支給方法について

申請時に申請書の下部分のチェック欄で口座振替を希望された保護者の方は、次の日程で指定口座へ振り込みされますのでご確認ください。ただし、各月の学校徴収金（生徒費）が未納の場合、指定口座に振り込まれず、各月の学校徴収金（生徒費）に充てられます。

積立金・PTA会費については認定後も徴収（口座振替）があります。

積立金の支給については行事実施後となります。

1年生の5月分口座振替は一泊移住費でしたので、未納の場合は学校徴収金に充てられます。

令和5年度の給食費は、保護者負担が無いいため支給はありませんが、就学援助費から充当処理を行うため金額をお示しする必要がありますので、「学校給食費額決定通知書」を配布します。

申請理由⑪「生活保護を受け～」で申請の保護者の方は、3年生で実施される修学旅行費のみ支給されます。

	生徒費 1～3年	給食費 1～3年	入学準備補助金 1年	一泊移住費 1年	修学旅行費 3年
7月3日（月） （早期認定者）	5月分まで		63,000円 ※認定通知以降 最初の支給日に 支給されます。	実費額	
10月4日（水） （早期・一般認定者）	8月分まで			実費額	実費額

※ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。